

官報

昭和三十五年五月十三日

○第三十四回 衆議院會議錄 第三十号

昭和三十五年五月十三日(金曜日)

議事日程 第二十六号

昭和三十五年五月十三日

午後三時開議

第一 自治府設置法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第二 国家公務員に対する寒冷地

手当、石炭手当及び薪炭手当の

支給に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第三 国家公務員災害補償法等の

一部を改正する法律案(内閣提

出)

第四 外務省設置法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第五 引揚者給付金等支給法の一

部を改正する法律案(参議院提

出)

第六 船員保険法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第七 経済基盤強化のための資金

及び特別の法人の基金に関する

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

中央更生保護審査会委員任命につ

き同意を求めるの件

行政管理庁設置法の一部を改正す

る法律案(内閣提出、参議院回

付)

交付税及び譲与税配付金特別会計

法の一部を改正する法律案(内

閣提出、参議院回付)

日程第一 自治府設置法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

日程第二 国家公務員に対する寒

冷地手当、石炭手当及び薪炭手

当の支給に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第六 船員保険法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第七 経済基盤強化のための資金

及び特別の法人の基金に関する

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(清瀬一郎君) お詫びいたします。

○議長(清瀬一郎君) なお、お詫びいたします。

○議長(清瀬一郎君) お詫びいたします。

○議長(清瀬一郎君) 次に、内閣から、中央更生保護審査会委員に大塚今比古

君を任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同

意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ございませんか。

○議長(清瀬一郎君) 申し出の通り同意を与えるに御異議ございませんか。

○議長(清瀬一郎君) 申し出の通り同意を与えるに御異議ございませんか。

○議長(清瀬一郎君) 申し出の通り同意を与えるに御異議ございませんか。

○議長(清瀬一郎君) 申し出の通り同意を与えるに御異議ございませんか。

三十一 削除

第四条第三十四号を次のように改める。

三十四 消防団員等公務災害補償責任共済基金の定款の変更を認可し、役員を任命し、及び事業計画書等を承認すること。

第四条第三十四号の次に次の二号を加える。

(昭和二十八年法律第八十七号)

三十四の二 消防施設強化促進法の規定に基づき、市町村の消防施設に対し補助金を交付すること。

三十四の三 前号に掲げるもののほか、消防の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案し、消防職員等の教養訓練を実施し、消防に関する試験研究を行ない、並びに消防施設の整備その他消防の運営に関し指導すること。

第四条に次の一項を加える。

2 自治大臣は、国家行政組織法第十六条第一項及び地方自治法(第一百六十二条を除く。)の規定に基づく内閣総理大臣の権限の行使について、内閣総理大臣に助言その他援助をすることができる。

第五条及び第六条中「長官官房」を

「大臣官房」に改める。

第八条第二項中「庁務」を「省務」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第九条の見出し及び各号列記以外の部分中「長官官房」を「大臣官房」に改め、同条第二号中「長官」を「大臣」に、「府印」を「省印」に改め、同条第十七号中「他局」を「他局及び他の機関」に改める。

第十条第一号中「補佐すること」を「助言その他の援助すること」に改め、同条第三号中「地方自治法」を「地方自治法(第二百六十二条を除く。)」に改め、同条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に関すること。

五の三 奄美群島復興特別措置法の施行に関すること。

十一 選舉制度調査会の庶務に関すること。

第十三条中第三号を削り、第四号

第十四条の二の二を削る。

第二十三条の三の次に次の二号を加える。

二 奄美群島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、奄美群島復興特別措置法の定めるところによる。

第二十四条の二の次に次の二号を加える。

三 前号に掲げるもののほか、消防の組織及び運営に関する制度を企画し、消防職員等の教養訓練を実施し、消防に関する試験研究を行ない、並びに消防施設の整備その他消防の運営に関し指導すること。

第四条に次の一項を加える。

五の二 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に関すること。

五の三 奄美群島復興特別措置法の施行に関すること。

十一 選舉制度調査会の庶務に関すること。

第十三条中第三号を削り、第四号

第十四条の二の二を削る。

十一 選舉制度調査会の庶務に関すること。

第十三条中第三号を削り、第四号

第五条及び第六条中「長官官房」を

「大臣官房」に改める。

第八条第二項中「庁務」を「省務」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第九条の見出し及び各号列記以外の部分中「長官官房」を「大臣官房」に改め、同条第二号中「長官」を「大臣」に、「府印」を「省印」に改め、同条第十七号中「他局」を「他局及び他の機関」に改める。

第十条第一号中「補佐すること」を「助言その他の援助すること」に改め、同条第三号中「地方自治法」を「地方自治法(第二百六十二条を除く。)」に改め、同条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に関すること。

五の三 奄美群島復興特別措置法の施行に関すること。

十一 選舉制度調査会の庶務に関すること。

第十三条中第三号を削り、第四号

第十四条の二の二を削る。

第二十三条の三の次に次の二号を加える。

二 奄美群島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、奄美群島復興特別措置法の定めるところによる。

第二十四条の二の次に次の二号を加える。

三 前号に掲げるもののほか、消防の組織及び運営に関する制度を企画し、消防職員等の教養訓練を実施し、消防に関する試験研究を行ない、並びに消防施設の整備その他消防の運営に関し指導すること。

第四条に次の一項を加える。

五の二 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に関すること。

五の三 奄美群島復興特別措置法の施行に関すること。

十一 選舉制度調査会の庶務に関すること。

第十三条中第三号を削り、第四号

第十四条の二の二を削る。

十一 選舉制度調査会の庶務に関すること。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に総理府及び自治庁の附属機関である機関並びに国家消防本部に附置されている機関で、自治省及び消防庁の相当の附屬機関となるものの委員(予備委員を含む。以下この条において同じ。)である者は、それ

ぞれ自治省及び消防庁の相当の附屬機関の委員となるものとし、こ

れにおいて同じ。)である者は、それ

ぞれ自治省及び消防庁の相当の附屬機関の委員となるものとし、こ

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に総理府及び自治庁の附属機関である機関並びに国家消防本部に附置されている機関で、自治省及び消防庁の相当の附屬機関となるものの委員(予備委員を含む。以下この条において同じ。)である者は、それ

ぞれ自治省及び消防庁の相当の附屬機関の委員となるものとし、こ

れにおいて同じ。)である者は、それ

ぞれ自治省及び消防庁の相当の附屬機関の委員となるものとし、こ

(電源開発促進法の一部改正)

第十五条 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一
部を次のように改正する。

第十条第三項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 自治大臣

（自治大学校設置法の一部改正）
第十六条 自治大学校設置法（昭和二十八年法律第九十九号）の一部

を次のように改正する。

五 自治大臣

第一条中「自治庁」を「自治省」に改める。
第六条第一項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「自治省令」に改め、同条第三項中「自治大臣」に改め、同条第二項中「自治省令」に改め、同条第一項中「自治省令」に改める。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）
第十七条 交付税及び譲与税配付金

特別会計法（昭和二十九年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「内閣総理大臣」及び「大蔵大臣」を「大蔵大臣及び自治大臣」に改め、同条第二項を削る。

(奄美群島復興特別措置法の一部改正)

（奄美群島復興特別措置法の一部改正）

（昭和二十九年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

本則並びに別表第一及び別表二の中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第二中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、第五十二条第一項に改める。

第七条第一項中「総理府」を「自治省」に改める。

第十一条を次のように改める。

（復興計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管）
第十二条 復興計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管

第六条第一項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「自治省令」に改め、同条第二項中「自治省令」に改める。

（消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正）
第十九条 第二項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正）
第二十条 第二項中「自治省令」に改める。

（市町村職員共済組合法の一部改正）
第十九条 市町村職員共済組合法

附則第二十項中「自治庁長官」を次に改める。

「自治大臣」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）
第二十条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則（第一条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第五条を除く。）中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）
第二十三条 新市町村建設促進法

一項及び第三項並びに第五条を除く。）中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）
第二十四条 第二項中「自治大臣」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）
第二十五条 第二項中「自治大臣」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）
第二十六条 新市町村建設促進法

二第一項を除く。）中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）
第二十七条 第二項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）
第二十八条 第二項及び第二十九条の二第一項を除く。）中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）
第二十九条 第二項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）
第三十条 第二項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）
第三十一条 第二項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）
第三十二条 第二項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

年法律第二百六十二号の一部を次のように改正する。

（第一条第一項第六号中「総理府（内閣を含む。）各省」を「総理府（内閣及び自治省を含む。）各省」に改める。

（内閣及び自治省を含む。）各省（内閣及び自治省を除く。）に改める。

の一部を次のように改正する。

（第一条第一項第六号中「内閣総理大臣（内閣を含む。）各省」を「内閣総理大臣（内閣を含む。）各省（内閣を除く。）」に改める。

（内閣を含む。）各省（内閣を除く。）に改める。

(港湾法等の一部改正)

第二十七条 次に掲げる法律の規定

中「内閣総理大臣」を「自治大臣」

に改める。

一 港湾法（昭和二十五年法律第

二百十八号）

二 ガス事業法（昭和二十九年法

律第五十一号）

三 公营企業金融公庫法（昭和三

十二年法律第八十三号）

（当せん、金附証票法等の一部改正）

第二十八条 次に掲げる法律の規定

中「自治府長官」を「自治大臣」に改

める。

一 当せん、金附証票法（昭和二十

三年法律第一百四十四号）

二 鶴馬法（昭和二十三年法律第

百五十八号）

三 自転車競技法（昭和二十三年

法律第二百九号）

四 漁業法（昭和二十四年法律第

二百六十七号）

五 国会議員の選挙等の執行経費

の基準に関する法律（昭和二十

五年法律第一百七十九号）

六 モーターボート競走法（昭和二

二十六年法律第二百四十一号）

七 日本住宅公團法（昭和三十年

法律第五十三号）

八 愛知用水公團法（昭和三十年

法律第一百四十一号）

九 首都圈整備法（昭和三十一年

法律第八十三号）

十 森林開発公團法（昭和三十

一年法律第八十五号）

十一 国有提供施設等所在市町村

助成交付金に関する法律（昭和

三十二年法律第一百四号）

十二 東北開発促進法（昭和三

十二年法律第一百十号）

十三 勞働福祉事業団法（昭和三

十二年法律第一百二十六号）

十四 台風常襲地帯における災害

の防除に関する特別措置法（昭

和三十二年法律第七十二号）

十五 首都圈市街地開発区域整備

法（昭和三十三年法律第九十八

号）

十六 公立義務教育諸学校の学級

編成及び教職員定数の標準に関

する法律（昭和三十三年法律第

一百六十六号）

十七 昭和三十三年七月、八月及

び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例

等に関する法律（昭和三十三年

法律第八十九号）

十八 九州地方開発促進法（昭和

三十四年法律第六十号）

十九 昭和三十四年七月及び八月の

風水害を受けた地方公共団体の

起債の特例等に関する法律（昭

和三十四年法律第一百七十五号）

二十 有線電気通信法（昭和二十八

年法律第九十六号）

二十一 公衆電気通信法（昭和二十八

年法律第九十七号）

二十二 消防法（昭和二十三年法律第

百八十六号）

二十三 有線電話法（昭和二十八

年法律第九十六号）

二十四 地方公務員法（昭和二十二年

法律第二百二十号）

二十五 地方公務員法（昭和二十二年

法律第二百二十号）

二十六 地方公務員法（昭和二十二年

法律第二百二十号）

二十七 地方公務員法（昭和二十二年

法律第二百二十号）

二十八 地方公務員法（昭和二十二年

法律第二百二十号）

二十九 地方公務員法（昭和二十二年

法律第二百二十号）

三十 地方公務員法（昭和二十二年

法律第二百二十号）

三十一 地方公務員法（昭和二十二年

法律第二百二十号）

三十二 地方公務員法（昭和二十二年

法律第二百二十号）

三十三 地方公務員法（昭和二十二年

法律第二百二十号）

第三十三条 この法律の施行前に、日

本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約等の締結

に伴う関係法令の整理に関する法

律が施行されないときは、前条第

二号中「日本国とアメリカ合衆国と

の間の相互協力及び安全保障条約

第六条に基づく施設及び区域並び

に日本国における合衆国軍隊の地

位に関する協定の実施に伴う地方

税法の臨時特例に関する法律」と

あるのは、「日本国とアメリカ合

衆国との間の安全保障条約第三条

に基く行政協定の実施に伴う地方

税法の臨時特例に関する法律」と

変更して同条の規定を適用する。

(地方公務員法等の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定

中「内閣総理大臣」を「自治大臣」

に、「総理府令」を「自治省令」に改

める。

一 地方公務員法（昭和二十二年

九号）

二 地方公務員法（昭和二十二年

九号）

三 入場護手税法（昭和二十九年

法律第一百二号）

四 日本国における国際連合の軍

隊の地位に関する協定の実施に

伴う地方税法の臨時特例に関する法

律（昭和二十九年法律第百八十八号）

五 政治資金規正法等の一部改正

六 中「国家消防本部」を「消防庁」に改

める。

「總理府令」を「自治省令」に改め

理由

- ## 二 地方交付税法（昭和二十五年 法律第二百十一号）

地方自治及び公職選舉等並びに消防に関する國の行政事務を一體的に遂行する責任を負う機構を確立するため、自治庁及び國家消防本部を統合して自治省を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

充価格」を「次の表の上欄に掲げる支給地域の区分に応じ、世帯主たる職員に対しても同表の中欄に掲げる数量（世帯主たる職員のうち内閣秘書官の定める者に対する数量）の中欄に掲げる数量の三分の二に相当する数量」、その他の職員に対しては同表の下欄に掲げる数量を、そ

第四条 人事院は、この法律に定められた給与に関する調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することができる。

「前条」を「第三条第二項」に、「基

附則の次に次の別表を加える。

支給地域	の区分
世帯主たる職員	の職員他
三・六トン	一・二トン
三・三トン	一・一トン
三・一トン	一・一トン

六 中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百三十八号）

(地方税法等の一部改正)
第三十六条 次に掲げる法律の規定
中「自治庁長官」を「大臣」に、
に限する法律(昭和二十一年法
律第二百三十八号)

第三十六条 次に掲げる法律の規定
中「自治庁長官」を「大臣」に、
「總理府令」を「省令」に、「自
治庁の職員」及び「自治庁職員」を
「自治省の職員」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律
第二百二十六号）

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

右
案
石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律
国会に提出する。
昭和三十五年三月一日

内閣總理大臣 岸 信介

國家公務員に対する寒冷地手当

卷之三

石炭手当及び薪炭手当の支給に関する

卷之三十一

卷之三

の一部を次のように改正する。

卷之三

第二条第一項中「世帯主たる職員

卷之三

に於しては三トン、その他の職員に
対しては一トンを、それぞれ公定小

昭和三十五年五月十三日 衆議院会議録第二十号
衆議院会議録第二十号 自治府設置法の一部を改正する法律案外三案

甲地	旭川市 釧路市 帶広市 北見市 網走市 留萌市 稚内市 紋别市 士别市 名寄市 根室市 後志支厅管内 真狩村、留寿都村、喜茂 別町、京極村、俱知安町 及び赤井川村 空知支厅管内 江部乙 町、音江村、深川町、妹 背牛町、秩父別町、一己 村、納内村、多度志村、 雨龍村、北龍村、沼田町 及び幌加内町 上川支厅管内 留萌支厅管内 宗谷支厅管内 網走支厅管内 日高支厅管内 十勝支厅管内 日高村
----	---

丙地	乙地	根室支庁管内
函館市	札幌市	釧路支庁管内
渡島支庁管内のうち乙地	小樽市	
に含まれる地域以外の地	室蘭市	
域	夕張市	
檜山支庁管内のうち乙地	岩見沢市	
に含まれる地域以外の地	苫小牧市	
域	美唄市	
日高支庁管内のうち甲地	芦別市	
に含まれる地域以外の地	江別市	
域	赤平市	
胆振支庁管内	三笠市	
空知支庁管内のうち甲地	千歳市	
に含まれる地域以外の地	砂川市	
域	滝川市	
歌志内市	石狩支庁管内	
渡島支庁管内	長万部町	
檜山支庁管内	瀬棚町、	
北檜山町及び今金町	後志支庁管内のうち甲地	
	に含まれる地域以外の地	
	域	

備考 この表に掲げる名称は、昭和三十一年二月一日における名

称とし、同表に定める地域は、

それらの名称を有するものの同

日ににおける区域を用いて示され

た地域とし、その後におけるそ

れらの名称の変更又はそれらの

名称を有するものの区域の變更

によつて影響されないものとす

る。

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一

日から施行する。

理由

石炭手当の支給地域に区分を設け

るとともに、その支給額の限度を改

定し、あわせて石炭手当等について

人事院が国会及び内閣に勧告するこ

とができることとする必要がある。

これが、この法律案を提出する理由

である。

国家公務員災害補償法等の一部

改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十一年三月三十一日

内閣総理大臣 岸 信介

国家公務員災害補償法等の一部
を改正する法律

(国家公務員災害補償法の一部改
正)

第一條 国家公務員災害補償法(昭
和二十六年法律第百九十一号)の

一部を次のように改正する。

第九条第三号を次のように改
め、同条第六号を削る。

第三章 附 則

第一項中「補償を」の下に「文書」の

下に「受け若しくは」を加える。

第二十八条第一項中「文書」の

下に「受け若しくは」を加える。

第三十四条第一号中「文書」の下

に「その他」を加える。

イ 第一種障害補償

ロ 第二種障害補償

第十三条第一項中「障害補償」と

して、「を「同表に定める第一級か

ら第三級までの等級に該当する身

体障害がある場合には、第一種障

害補償として、当該障害が存する

期間、同表に定める障害の等級に

応じ、一年につき平均給与額に同

表に定める日数を乗じて得た金額

を毎年支給し、同表に定める第四

種から第十四種までの等級に該当

する身体障害がある場合には、

第一種障害補償として、「に改

め、同条第四項に次のただし書を

加え、同条第五項中「加重した

場合には、「の下に「人事院規則

で定めるところにより、」を加え
る。

ただし、同項の規定による等
級が第三級以上になる場合は、

この限りでない。

第十三条に次の一項を加える。

第一種障害補償を受ける者の

当該身体障害の程度に変更があ
つたため、新たに別表第一中の

他の等級に該当するに至った場
合は、国は、人事院規則で定め
るところにより、新たに該当す
るに至つた等級に応する障害補

償を行なうものとし、その後

は、従前の障害補償は、行なわ
ない。

別表第一日数の欄中「一、三四

〇」を「一四〇」に、「一、一九〇」

を「一一三」に、「一、〇五〇」を

「一八八」に改め、同表第十三級の

項中「第二の足指を含み」を「第二

の足指を含み」に改め、同表参考

「一八八」に改め、同表第十三級の

項中「第二の足指を含み」を「第二

の足指を含み」に改め、同表参考

「第一級

別表第二等級の欄中「第一級

第三級」

を削り、同表日数の欄中「一、一三

一八八」

を削る。

第二十条第一項中「補償を受け
るべき者」を「第二種障害補償又は
遺族補償を受けるべき者」に改め
る。

第二条 特別職の職員の給与に関する法
律の一部改正)

第二十五条中「労働者災害補償

保険審査官」の下に「の決定」を

五十二号)の一部を次のように改
正する。

会の決定」を「労働保険審査会の
裁決」に改める。

第二十六条第一項中「補償を」の
下に「受け若しくは」を加える。

第三十条及び第三十一号に掲げ
る特別職の職員を除く。以下こ
の条において同じ。)の公務上の

災害に対する補償及び公務上の

災害を受けた特別職の職員に対
する福祉施設については、一般

第一条中「給与」の下に「及び公
務による災害補償」を加える。

第十四条の次に次の一条を加え
る。

第十五条 特別職の職員(第一条
第三十号及び第三十一号に掲げ

る特別職の職員を除く。以下こ
の条において同じ。)の公務上の

災害に対する補償及び公務上の

災害を受けた特別職の職員に対
する福祉施設については、一般

く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長福田一君。

[報告書は会議録追録に掲載]

〔福田一君登壇〕

○福田一君 ただいま議題となりました四法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、自治庁設置法の一部を改正す

る法律案は、民主政治の基盤である地方自治の重要性にかんがみまして、中央各省政府と地方公共団体との間の連絡協調を一そら緊密にし、地方自治の健全な発達と国政の適切な遂行をはかるため、自治庁設置法を改正しようとす

ます。第一は、現在總理府の一外局である自治庁を自治省として責任ある一省を設け、國家消防本部をこれに統合し、自治省の外局として消防庁を置くことであります。自治省の権限は現行の自治庁及び国家消防本部のままであります。たゞ、省の設置に伴い、

從来内閣総理大臣の権限に属していた事務が自治大臣の権限に移ることになりますので、必要な条文の整理を行

なっております。なお、消防庁の組織、所管事務及び権限は、従前の通り消防組織法の定めによつております。

第二は、これまで總理府の付属機関であつた奄美群島復興審議会を自治省の付属機関として移管することであります。なお、その他自治省の機構はすべて現在の自治庁のままいたしております。

第三は、自治省の設置に伴い、職員の引き継ぎ、その他、従前の処分等に関する経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行なうことであります。

本案は、三月十二日政府より提出され、同十八日、本会議において趣旨説明を行なつた後、本委員会に付託さ

れ、三月二十二日提案理由の説明を開き、自來、委員会を開くこと六回、保科善四郎君、石山織作君、門司亮君、北山愛郎君の各委員よりきわめて熱心に質疑が行なわれたのであります。そこで、本会議の中心となる点を申し上げますと、「現在、地方自治の伸張のために

は、自治庁の省昇格より、地方財政の充実をはかり、地方公共団体の自主性を確立するための諸方策こそ必要なものであつて、単なる省昇格は、いたずらに中央集權的な官僚統制が強化されるだけ、地方自治の發展には何ら寄与するところとならないのではないか」

という点であります。これに対し、政府は、「地方行政は、憲法に定める地

方自治の本旨に基づいてあくまで運営されべきで、自治庁の省昇格によつて中央集權的な官僚統制などばかり得るものではなく、省昇格は、むしろ、積極的に地方自治の伸張をはかるた

め、行政組織上、ます責任ある体制を確立しようとするものである」旨の答弁がなされたのであります。

かくて、五月十日質疑を終了いたしましたところ、四國地方開発促進法及び行政書士法の一部を改正する法律案について、自治庁の省昇格に伴い、関係規定の整理を行なうための、自由民

主党の提案にかかる修正案が提出され、高橋等委員よりその趣旨説明の後、討論に入り、日本社会党を代表して石山委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、多數をもつ

て本案は修正案の通り修正議決すべき

ものと決した次第であります。

第三次に、人事院に、この法律に定め

る給与について調査研究するとともに、必要と認めるときは国会及び内閣に同時に勧告し得る権限を有していることであります。

本案の趣旨は、

第一に、現行の石炭手当の支給地域

が北海道一円一率でありますのを、寒

季の度合い、採暖の状況等から、これ

を申上げます。

なあ、施行は本年四月一日としてお

ります。

第二に、石炭手当の支給額算定の基礎となる石炭の数量の最高限を、世帯主たる職員については、現行の三トンから、甲地、乙地、丙地の三地域に区分し、その範囲は別表で定めることとし

ております。

なあ、施行は本年四月一日としてお

ります。

本案は、三月一日日本委員会に付託され、三月三日政府より提案理由の説明を聽取し、慎重審議を行ない、五月十一日質疑を終了いたしましたところ、施行期日を「公布の日」に改める旨の三党共同提案にかかる修正案が提出され、岡崎委員より趣旨説明がなされた後、

討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて本案は修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、岡崎委員より三

党共同の附帯決議案が提出され、これまた全会一致の議決を見たのであります。

一・一トソに、それぞれ引き上げることといたしておるのであります。なお、世帯主たる職員のうち、人事院の

勧告に基づいて、内閣総理大臣が定め

る者、たとえば独身者などであります

が、これに対する支給額は、採暖の実

情を考慮して、その他の世帯主たる職員に対する支給額の三分の二を限度と

する」といたしておるのであります。なお、世帯主たる職員のうち、人事院の勧告に基づいて、内閣総理大臣が定め

る者、たとえば独身者などであります

が、これに対する支給額は、採暖の実

情を考慮して、その他の世帯主たる職員に対する支給額の三分の二を限度と

することといたしておるのであります。なお、世帯主たる職員のうち、人事院の勧告に基づいて、内閣総理大臣が定め

る者、たとえば独身者などであります

が、これに対する支給額は、採暖の実

情を考慮して、その他の世帯主たる職員に対する支給額の三分の二を限度と

することといたしておるのであります。

現行の寒冷地手当、薪炭手当には種々不合理、不均衡が生じている実

情にかんがみ、政府は、速やかに入

団体間の調整、地方情勢の報告等にも責任大臣の立場からできることが適当と考えるということあります。が、以上の理由は、現行自治廳設置法第三条によりますと、全くその根拠の薄弱であることを指摘せざるを得ないのです。すなわち、「自治廳は、民主政治の基盤をなす地方自治及び公職選舉等に関する各種の制度の企画及び立案並びにその運営の指導に當るとともに、云々と書いてあります。」明らかに、地方自治の健全な発達と國政の適切な遂行をはかるため、自治廳は、その企画、立案、運営の指導根據が明確であり、その機構の責任体制も確立し、何ら支障ないと思料されます。現行の自治廳の任務の法律的制限も確立し、何ら支障ないと思料されますのに、一外局なるがゆえに、その任務の遂行上困難があるといふべきのは、明らかに、自治廳の任務をくみ取ることなく、一外局たるの立場に押し込めていた、内閣の、地方自治尊重、住民愛の上に立つ情熱の不足と、施策の貧困からくる運営の現状に、問題点があるのではないか、と思ふわけであります。(拍手)

省にし、大臣をいただき、責任体制を確立して実施していくべきだといふ、この現状妥協のあり方では、たどり省になつても、大臣が作られても、

地方自治發展のため一体何ができるのか、お尋ねいたしたいと思うのであります。(拍手)省となり、大臣となることは取り去ることのできないものがあるとによって、今日の財政困難の中であつて、地方自治体の苦労を教う見えている地方自治体の苦労を教う具體的プラス点は何であるか、との再三の質問に対しまして、いわく、権限の強化、責任体制の確立、あるいは手続及び公職選舉等に関する各種の制度の企画及び立案並びにその運営の指導に當るとともに、「云々と書いてあります。」明らかに、地方自治の健全な発達と國政の適切な遂行をはかるため、自治廳は、その企画、立案、運営の指導根據が明確であり、その機構の責任体制も確立し、何ら支障ないと思料され等について、現行のままでなし得る権限のあることを規定されているのであります。現行の自治廳の任務の法律的制限も確立し、何ら支障ないと思料されますのに、一外局なるがゆえに、その任務の遂行上困難があるといふべきのは、明らかに、自治廳の任務をくみ取ることなく、一外局たるの立場に押し込めていた、内閣の、地方自治尊重、住民愛の上に立つ情熱の不足と、施策の貧困からくる運営の現状に、問題点があるのではないか、と思ふわけであります。(拍手)

根本的解決策は、現に自治廳に与えられたもの、この現状の中では当然と思われるのです。(拍手)省を思つて、地方自治地域の問題等について、地方自治を圧迫している財政面の救済策は何らお示しになれないかつたのも、この現状の中では当然と思われるのです。(拍手)省を思つて、地方自治行政の根源的問題解決があるのではないことは明らかであります。

自治府権限の強化は、その言うところは地方自治発展のためにとは言つて、結果的には、さらに地方自治団体に対する中央権力の介入を強化し、田の政策の固執、従属を強要することとなり、憲法に示す地方自治尊重の立国精神を失わせるおそれがある十分にあると思われるのであります。(拍手)

次に、昇格に伴う自治省機構についてでありますするが、とかく相いれなかつた内閣の運営の場を有利に導きたいた程度で、その内容も、わずかに四百名程度にすぎない小機構では、一省の存置としては、はなはだ小規模であり、あって省存置までの規模、内容とは言われないとと思うのであります。

特に地方自治と切り離し得ない治安の問題については、現行公安委員会制についての公選制の実施等の、民主化せねばならない問題の検討には何ら触れることなく、自治行政と公安の二つの問題を相関連して取り扱うこと避け、ただ自治省昇格の実現にきゅうきゅうとしていることは、全く解しがたいのであります。近時の労働争議、大衆運動等に対する警察官の人権じゅうりん的行為は、幾多の事実を伝えているのであります。この際、行政、治安の両面からする検討こそ、自治省としては最も緊迫した問題というべきであります。何か、警察のことは、実は公安委員長兼任の中で、二大権限の両面を使用によって、自治省昇格に伴う旧内務省

的陰影を残す不安を繋じ得ないのであります。自治庁にはすでに自治省となつたがのよくな喜びの声があり、人事院ビルの名称をいかにするかなどの議話もあつたやに聞きまするが、自然の情、その喜びはざることながら、わだ大臣をあせり、「一省の設置に早まらず、真に地方自治發展のためにその古向を策約し、地方自治關係機構の獻身的的努力を願いたいと思うものであります。

点の反対理由を申し上げまして、同案の矛盾を指摘いたしたいと存じます。

同案に反対する第一の理由は、同法案が地方自治を圧迫、縮小し、中央集権化を目ざす危険性を内包しておるところのものであるといふ点でござります。(拍手)戦後、歴代の保守党政権は、一貫して地方自治を侵害して参つたのでございますが、たとえば、教育委員の任命によりまして教育の自主性を侵し、自治警察を国家警察に切りかえたり、こういった事実はあまりにも顕著えた。こういう事実はあまりにも顕著でございます。まして、今や今回の自治設置法の一部改正によりまして、自治行政そのものを中央の権力下に置こうとするのでござります。時代錯誤もまた実にはなはだしいものがあるといわなければなりません。(拍手)憲法第九十二条以下の規定には、厳然として地方自治の精神がうたわれておるのもまた実にはなはだしいものがあるといわなければなりません。(拍手)憲法

ても、地方自治相互の連絡調整の責任はあくまで総理大臣でございまして、何らの効果を有するものではないのです。また、自治庁が省に昇格したからといって、地方行政が急に円滑に行なわれるものでもなければ、地方財政が好転するというものでもありません。このことは内閣委員会の質疑応答によつて明らかになつておるところでございます。椎名官房長官が、先日、内閣委員会の席上で、いみじくも発言されましたごとくに、今までの番頭を大番頭にするのだと、ただ自治庁役人の面子の問題にしかすぎません。自治庁で困るということは断じてないでござります。

最後に、第四の理由は、岸内閣の行政機構改革に対する基本的な考え方であります。総合的な行政機構改革案といふものを持たないで、圧力をかけ、機構を次から次と拡大していくますならば、いかなる行政機構ができ上がるか、それは想像にかたくないところであります。政府は、自治府設置法を提出する以前に、まず、政府の総合的な行政機構改革案を提示すべきであります。われわれは、断片的な、しかも、危険のある自治府設置法一部改正案のことときは、これまた断じて承認するわけには参らぬであります。(拍手)われわれは、以上の諸点から、自治府設置法改正案は、地方自治の精神を尊重し、中央集権化を目指さるものであるという点からも、これに反対し、岸内閣が、今地方自治の当面しておるところの地方財政の健全化、地方行政水準の向上等、基本的な問題と真剣に取り組むことを強く要求いたしまして、反対討論といたします次第でござります。

6 この法律による改正後の第五十一条

その権利は、本年の五月十六日で時効期に満了いたすのであります。しかる

ては、社会保障に関する制度全般の調整の機会において検討するものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

理由

職務上の事由による傷病について、それがなおまるまで、船員保険法による療養の給付及び傷病手当金の支給を行なうこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長永山忠則君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○永山忠則君

ただいま議題となりました法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

引揚者及びその遺族に対する給付金の支給については、昭和三十一年に引揚者給付金等支給法が制定せられたのですが、給付金を受けける権利は、三年間行使されないとときは時効により消滅するよう規定されており、

その権利は、本年の五月十六日で時効期に満了いたすのであります。かかるに、給付金を請求するための在外期間の立証等の書類や資料の収集その他の

理由により、時効の期間満了までに請求手続をなし得ない者があると認められますので、この際、時効消滅の期間を一ヵ年延長することによって権利の行使に遺漏ながらしめようとするものでございます。

本法案は、五月十一日本委員会に付託せられ同日、提出者参議院議員加藤武徳君より提案理由の説明を聴取、本法案は、全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございました。

本案は、三月三十一日本委員会に付託され、昨十二日の委員会において質疑を終了し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

なお、本案に対しましては、三党共

質疑の後、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたした次第でございました。

同の附帯決議案が提出され、全会一致の議決を見たのでござります。

これを朗読いたします。

政府は船員保険について左の事項に努力すべきである。

一、船員保険の被保険者の標準報酬の基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

二、船員勤務の特殊な実態にかんがみ、賃金の実態に即して引き上げるようすみやかに措置すること。

三、船員の外傷性せき腫瘍患者に対する療養給付の内容(食事の熱量、附添看護等)は、陸上労働者の同一症状のものと同一の内容にす

みやかに改めること。

なお、船員せき損患者が労災病院に入院できるよう至急に措置すること。

以上のとおりに改定する。

第三条法律第百六十九号の一部を次のとおりに改正する。

第十一項第一号中「農地」の下に「又は牧野」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三十三年法律第百六十九号の一部を次のとおりに改正する。

第十一項第一号中「農地」の下に「又は牧野」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

にしようとするものであります。すな

わち、政府は、昭和三十三年度におき

まして、一般会計の余裕財源四百三十

六億三千万円をもって経済基盤強化資

金等の基金を設置いたしました際、農

林漁業金融公庫に対しましては、基金

として六十五億円を出資し、その運用

益をもって、直接的にも間接的にも国

庫補助の対象とならない農地の改良ま

たは造成事業に対する貸付金の利子の

軽減に充てることとしたのであります

が、今回、酪農振興上の必要性に顧み

まして、非補助の牧野の改良または造

成事業につきましても、本基金の運用

益をもって貸付金利子の軽減をばかり

ますため所要の改正を行なおうとする

ものであります。

本法案は、去る二月十八日大蔵委員

会に付託されまして以来、慎重審議の

後、昨十二日質疑を終了し、直ちに採

決に入りましたところ、全会一致を

もつて原案の通り可決となりました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま

す。

本案は委員長報告の通り決するに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

官報(号外)

臨海地域開発促進法案(第三十一回国会、川島正次郎君外三名提出)

すなわち、この際、第三十一回国

域開発促進法案を議題とし、委員長

の報告を求め、その審議を進められん

ことを望みます。

○天野公義君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。

会、川島正次郎君外三名提出

すなわち、この際、第三十一回国

域開発促進法案を議題とし、委員長

の報告を求め、その審議を進められん

ことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動

議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認

めます。よつて、日程は追加されまし

た。

臨海地域開発促進法案を議題とい

します。

臨海地域開発促進法案

右の議案を提出する。

昭和三十五年四月一日

提出者

川島正次郎 中村 梅吉

増田甲子七 竹山祐太郎

替議者

安倍晋太郎外二百二十二名

第一條 この法律は、経済の発展及び人口の増加のすう勢にかんがみ、臨海地域における工業その他

の用に供する土地の造成、利用及び関連諸施設の整備に関する計画を策定し、その実施を促進するこ

とにより、産業基盤の育成強化と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

第二条 内閣総理大臣は、臨海開発区域の指定

開発審議会の審議を経て、臨海開発区域を指定することができる。

2 前項の指定をするに当つては、

開発の決定を経なければならぬ。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により臨海開発区域を指定したときには、これを公示しなければならない。

(基本計画の樹立等)

第三条 前条の規定により臨海開発区域の指定があつた場合において

は、内閣総理大臣は、関係各大臣と協議して、臨海開発基本計画(以下「基本計画」という。)を立案しなければならない。

(内閣総理大臣は、前項の基本計画と協議して、臨海開発基本計画(以下「基本計画」という。)を立案しなければならない。

第五条 国の関係各行政機関の長

は、政令で定めるところにより、河川法(明治二十九年法律第七十号)、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)、海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)その他の法令の規定による処分又は事業の法令の規定による処分又は事業

会の審議に付する場合においては、あらかじめ、建設大臣を通じて、関係都道府県知事の意見を聞かなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により基本計画を臨海地域開発審議会の審議に付する場合においては、あらかじめ、建設大臣を通じて、関係都道府県知事の意見を聞かなければならぬ。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定

は、基本計画について、関係行政機関の長にこれを通じるとともに、その要旨を公表しなければならない。

(公有水面埋立法等の特例)

第六条 都道府県知事は、臨海開発区域における公有水面埋立法の規定による埋立の免許をしようとするときは、同法及びこれに基く命令の規定にかかるわらず、建設大臣の認可を受けなければならない。

(港湾内のものにあつては運輸大臣の規定にかかるわらず、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 建設大臣又は運輸大臣は、前項の規定による認可については、あらかじめ、内閣総理大臣と協議しなければならない。臨海開発区域における漁港法第三十九条第四項の規定による農林大臣の埋立の認可についても、また同様とする。

3 建設大臣は、前項の規定による認可については、あらかじめ、内閣総理大臣と協議しなければならない。

(関係機関等の協力)

第七条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画の円滑な実施が促進されるよう協力しなければならない。

(基本計画の実施を要する経費)

第八条 政府は、基本計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

本案は、第三十一回国会において本委員会に付託せられ、今国会に継続されたものであり、その間、提出者及び政府当局に対し、きわめて熱心なる質疑がなされ、また、参考人より意見を聴取する等、慎重に審議を重ねて参つたのであります。

本日質疑を終了し、日本社会党及び民主社会党の共同提案で修正案が提出せられました。

(号外)

そのおもなる内容は、新たに基調査及び損失補償等の条項を設け、また、基本計画の内容を事項別に明記し、関係都道府県知事の意見を尊重することとし、また、審議会の委員を三十四人とし、その他必要な関係法律の一部を改正する等であります。

官報

採決の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、日本社会党及び民主社会党の共同提案で、国土総合開發法の運営及びその改正、造成された土地の利用、及び臨海地域開発審議会の委員の任命に関する附帯決議案が提出され、全会一致をもつて可決せられました。

なお、詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

臨海地域開発促進法案に対する
修正案

原案第一条中「工業」の下に「、農業」を加える。

(1) 原案第一条の次に次の二条を加える。

(2) 原案第一条の次に次の二条を加える。

(3) 原案第一条の次に次の二条を加える。

項を加え、同条を第四条とする。
3 内閣総理大臣は、第一項の規定をするに当つては、第二条第一項の基礎調査の結果を尊重しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により臨海開発区域の指定をする場合においては、あらかじめ、関係都道府県知事(港湾管理者の長を含む。)の意見を聞かなければならぬ。

5 原案第三条第三項を次のよう改める。

6 前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

7 原案第六条第一項中「公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)」の下に「、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)」を加え、同条を第七条とする。

8 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

9 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

10 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

11 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

12 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

13 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

14 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

15 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

16 原案第五条第一項中「公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)」の下に「、漁港施設及び交通施設

一 工場、下水道等から排出される汚水等の処理施設

二 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び交通施設

三 用排水施設並びに電気及びガスの供給施設

四 その他関連のある諸施設

五 原案第五条第一項中「公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)」の下に「、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)」を加え、同条を第七条とする。

六 原案第六条第一項中「都道府県知事」の下に「又は港湾管理者の長」を加え、同条を第八条とする。

七 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

八 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

九 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

十 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

十一 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

十二 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

十三 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

十四 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

十五 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

十六 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

十七 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

十八 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

十九 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十一 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十二 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十三 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十四 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十五 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十六 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十七 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十八 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十九 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

三十 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

三十一 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

三十二 原案第七条を第九条とし、原案第八条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

〔別紙〕

衆議院議員中島義君提出中央自動車道予定路線法案提出に関する質問に対する答弁書

一 國土開發総貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案は、可及的すみやかに本国会開会中に提出する予定である。

二 国土開發総貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案については、政府として、種々調整すべき点があるので、まだ国会に提出するに至つていないのである。

右答弁する。

中国人強制連行殉難者に関する質問主意書

昭和三十五年四月二十七日

提出者 平野 三郎
衆議院議長清瀬一郎殿

中国人強制連行殉難者に関する質問主意書

戰時中、東条内閣議決定「華人労務者内地移入に関する件」及び同

次官會議決定「華人労務者内地移入の促進に関する件」に基づき、當時日本軍の手によつて強制的に日本に連行された中国人は約四万に及んだが、これら中国人は政府の指示によつて全国百三十五箇所の工場、鉱山、土建事業所、港湾等において労

役につかせられた。このうち約七千人の死亡者を出したことは、昭和二十一年三月外務省管理局発表の「華人労務者就労事情調査報告書」並びに提出する予定である。

その後参議院議員（自民党）大谷鑑潤君を中心として中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会が結成され、最近まで前後八回にわたり、一千八百余柱を収集して中国紅十字会に送付するとともにさる四月二十六日東京において、多數の国会議員をはじめ各界の人士三千人が參集し、盛大なる国民大慰靈祭が執行せられた。

右に關して政府の見解を質問する。

昭和三十五年四月二十七日

提出者 平野 三郎
衆議院議長清瀬一郎殿

中国人強制連行殉難者に関する質問主意書

「俘虜」の概念には該當しないと思われるが、政府の解釈いかん。

二 本来かかる問題については、示

ツダム宣言受諾に伴う当然の義務として、抑留者送還とともに、連

行並びに死亡の状況、遺骨の收

集、行方不明者の調査等につき、

政府の責任において相手国政府に通知しなければならないと思われ

る。現にこのことに関しては、昭和三十年七月十五日付ジュネーブ

役につかせられた。このうち約七千人の死亡者を出したことは、昭和二十一年三月外務省管理局発表の「華人労務者就労事情調査報告書」並びに提出する予定である。

駐在田付総領事から日本政府の意

向として、陳平中國総領事を経て中華人民共和国政府に送達した書

簡中で「外交關係の有無にかかわらず人道問題として純粹に処理すべき……うんぬん」と強調されて

いるが、政府の見解いかん。

三 中国人俘虜殉難者実行委員会では、これら死亡者の名簿作成につ

き、多年にわたり努力を続けてき

たが、最近に至つて六千七百三十

二名の調査を完了し、その名簿を

公表した。前記の大慰靈祭もこの名簿完成を記念として行なわれたものである。

右の調査については、政府にお

いても昭和三十三年度以降若干の予算を計上し、厚生省がその事務

を遂行しているのであつて、さる

四月二十五日その結果を「中国人死没者名簿」として作成し、日本赤十字社に手渡すに至つた。右に

よれば「一応整理を終えたもの、第一次分千八百九十三名を仮に印刷したもの」となつてゐるが、死

亡の原因、病名等は記載されておらず、前記民間団体の調査内容と

は著しく相異がある。

二 今般日本赤十字社に手交した中

国人死殮者名簿は、都道府県を通じ、関係事業場、市町村役場、火葬場、寺院等につきその保管資

料、関係者の証言を収集する等八

方手をつくして調査を行ない、こ

の内容、今後の見とおし等を可及的詳細に報告されたい。

衆議院議員平野三郎君提出中国人強制連行殉難者に関する質問に対する答弁書

昭和三十五年五月六日

内閣總理大臣 岸 信介

衆議院議長清瀬一郎殿

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員平野三郎君提出中国人強制連行殉難者に関する質問に対する答弁書

昭和三十五年五月六日

内閣總理大臣 岸 信介

別紙答弁書を送付する。

右答弁する。

これらの調査結果を検討し、死亡事実の確認につき一応整理を終えたものである。今後整理を終え次第逐次追加名簿を作成する予定であるが、完了まではなお日子を要する見込みである。

五二九

昭和三十五年五月十三日 衆議院會議錄第三十号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(但し良質紙は二十円)
(配送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
販路九段御用第一至元十
原